



平成29年5月8日

各 位

会社名 株式会社 M A R U W A
代表者 代表取締役社長 神戸 誠
(コード番号 5344 東証・名証第1部)
問合せ先 管理本部長 及位 環
(TEL 0561-51-0839)

定款一部変更（取締役の員数、責任免除の内容変更）に関するお知らせ

当社は、平成29年5月8日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成29年6月22日開催予定の第44期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 取締役の員数の変更

経営体制の強化充実を図るため、定款第19条（員数）の取締役の員数を7名以内から11名以内に変更するものであります。

(2) 取締役及び監査役の責任免除に関する変更

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるように、定款第29条（取締役の責任免除）及び定款第37条（監査役の責任免除）の規定を変更するものであります。

なお、第29条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

- | | |
|-------------------------|---------------|
| (1) 定款一部変更のための株主総会開催予定日 | 平成29年6月22日(木) |
| (2) 定款一部変更の効力発生日 | 平成29年6月22日(木) |

以 上

現行定款	変更定款
<p>第1条～第18条（条文省略）</p> <p>（員数） 第19条 当社の取締役は、<u>7名以内</u>とする。</p> <p>第20条～第28条（条文省略）</p> <p>（取締役の責任免除） 第29条 当社は、<u>取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p>第30条～第36条（条文省略）</p> <p>（監査役 of 責任免除） 第37条 当社は、<u>取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p>第38条～第41条（条文省略）</p>	<p>第1条～第18条（現行通り）</p> <p>（員数） 第19条 当社の取締役は、<u>11名以内</u>とする。</p> <p>第20条～第28条（現行通り）</p> <p>（取締役の責任免除） 第29条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第30条～第36条（現行通り）</p> <p>（監査役 of 責任免除） 第37条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第38条～第41条（現行通り）</p>